

BCP実践促進助成金の申請案内 (公財) 東京都中小企業振興公社

助成対象事業者

都内において事業を営んでいる中小企業者及び中小企業グループ

助成対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、助成対象事業者が、東京都又は公社が実施するBCP策定支援事業等の活用により策定したBCPに明記されたBCPを実践するために必要となる次に例示する7つの事業を助成対象とします。

1. 自家発電装置、蓄電池等の設置
2. 緊急地震速報システム、従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入
3. 非常時対応のための通信機器等の導入
4. データ管理用サーバー、データバックアップシステムの導入
5. 飛散防止フィルム、転倒防止装置等の設置
6. 従業員用の備蓄品の購入
7. 災害対応用具、テント、トイレ、浄水器等の購入

都内に本社があり、都外の事業所に設置する場合は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に限り対象となります。

助成対象経費

助成対象設備等の購入費、工事費等のうち、公社が必要かつ適切であると認められる経費。

助成率及び助成限度額

- ・助成率 助成対象経費の1/2以内
- ・助成限度額 1,500万円（下限30万円）

申請期限

平成29年12月22日（金）

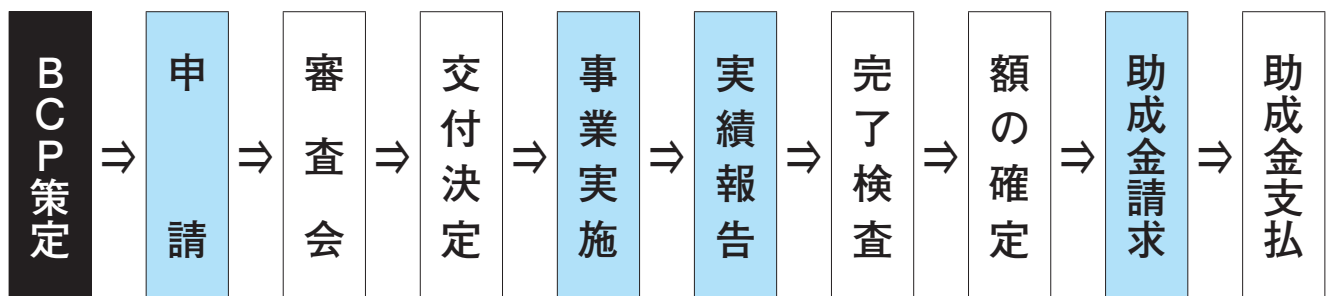
- ・常時受付を行います。
- ・助成枠に達した場合は、早期に終了することがあります。
- ・申請は、事前に公社までご連絡いただき、御来所される日時を予約してください。また、申請者御本人が公社窓口にて申請書類を提出してください。

申請方法

申請方法等詳細については、ホームページを閲覧の上、「募集要項」をダウンロードして御覧ください。

申請・問い合わせ先
企画管理部 設備支援課
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎
TEL：03-3251-7889

事業の流れ



- ・色付きの部分は申請者が行う手続きになります。
- ・申請にあたっては、東京都又は公社の支援によりBCPを策定していることが必須となります。

- ・申請後、必要に応じ現地調査を行う場合があります。
- ・事業完了後5年間、設備の稼働状況等について報告義務があります。